

資料10-1 自治体別・種類別苦情受理件数

(令和6年度)

自治体	種類	合計	典型7公害							典型7公害 以外の苦情	
			小計	大気 汚染	水質 汚濁	土壌 汚染	騒音	振動	地盤 沈下		悪臭
愛媛県		64	47	23	20	0	0	0	0	4	17
松山市		249	249	91	34	0	87	8	0	29	0
今治市		19	18	0	1	0	10	0	0	7	1
宇和島市		28	7	2	0	0	3	0	0	2	21
八幡浜市		20	9	5	0	0	2	0	0	2	11
新居浜市		76	76	55	4	0	15	0	0	2	0
西条市		97	54	32	5	0	12	0	0	5	43
大洲市		3	3	0	0	0	1	0	0	2	0
伊予市		6	5	0	2	0	1	0	0	2	1
四国中央市		64	64	28	10	0	16	1	0	9	0
西予市		4	3	0	3	0	0	0	0	0	1
東温市		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
市計		566	488	213	59	0	147	9	0	60	78
上島町		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
久万高原町		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
松前町		14	3	2	0	0	1	0	0	0	11
砥部町		7	7	6	0	0	0	0	0	1	0
内子町		3	3	0	0	0	0	0	0	3	0
伊方町		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
鬼北町		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
松野町		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
愛南町		1	1	0	0	0	0	0	0	1	0
町計		25	14	8	0	0	1	0	0	5	11
合計		655	549	244	79	0	148	9	0	69	106

資料10-2 発生源別苦情受理件数

発生源	年 度		
	R4	R5	R6
合 計	799	787	655
農 業	4	14	7
林 業			
漁 業	2	5	-
鉱 業	1	-	-
建 設 業	136	154	142
製 造 業	68	79	59
電気・ガス・熱供給業・水道業	3	8	4
情 報 通 信 業	1	-	1
運 輸 ・ 郵 便 業	9	10	3
卸 売 ・ 小 売 業	9	12	12
金 融 ・ 保 険 業	-	-	-
不動産、物品賃貸業	3	2	3
学術研究、 専門・技術サービス業	1	1	-
宿泊業、飲食サービス業	11	16	16
生活関連サービス業、娯楽業	5	8	13
医療、福祉	4	7	4
教育、学習支援業	1	4	2
複合サービス事業	-	-	1
サービス業（他に分類されないもの）	26	24	13
公務（他に分類されないもの）	1	5	-
分類不能の産業	8	5	4
会社・事業所以外	506	433	371
個人	375	304	240
その他	46	16	24
不明	85	113	107

発生源	年 度		
	R4	R5	R6
合 計	799	787	655
焼 却 施 設	15	12	13
産 業 用 機 械 作 動	38	47	43
産 業 排 水	22	23	31
流 出 ・ 漏 洩	12	34	26
工 事 ・ 建 設 作 業	105	133	116
飲 食 店 営 業	12	11	8
カ ラ オ ケ	-	1	4
移動発生源(自動車運行)	18	15	7
移動発生源(鉄道運行)	-	2	-
移動発生源(航空機運航)	-	-	2
廃 棄 物 投 棄	63	103	71
家 庭 生 活 (機 器)	4	11	5
家 庭 生 活 (ペ ッ ト)	7	2	1
家 庭 生 活 (そ の 他)	19	17	14
焼 却 (野 焼 き)	263	255	195
自 然 系	130	38	29
そ の 他	45	48	54
不 明	46	35	36

資料10-3 公害防止管理者等の設置を必要とする工場等

区分	特定工場	特定工場が設置すべき公害防止管理者等			
		公害防止管理者		公害防止統括者	公害防止主任管理者
大気	有害物質を発生する施設を設置する工場	(第1種公害防止管理者) 排出ガス量 40,000Nm ³ /時以上の工場	(第2種公害防止管理者) 排出ガス量 40,000Nm ³ /時未満の工場		
	排出ガス量10,000Nm ³ /時以上の工場	(第3種公害防止管理者) 排出ガス量 40,000Nm ³ /時以上の工場	(第4種公害防止管理者) 排出ガス量 40,000Nm ³ /時未満の工場		
水質	有害物質を発生する施設を設置する工場	(第1種公害防止管理者) 排出水量 10,000m ³ /日以上 の工場	(第2種公害防止管理者) 排出水量 10,000m ³ /日未満 の工場		排出ガス量40,000Nm ³ /時以上、かつ排出水量10,000m ³ /日以上 の工場は、公害防止主任管理者を設置する。
	排出水量1,000m ³ /日以上 の工場	(第3種公害防止管理者) 排出水量 10,000m ³ /日以上 の工場	(第4種公害防止管理者) 排出水量 10,000m ³ /日未満 の工場		
騒音	①機械プレス（呼び加圧能力が980kN以上のものに限る。） ②鍛造機（落下部分の重量が1t以上のハンマーに限る。）	(騒音関係公害防止管理者)		常時使用する従業員数が21人以上の工場は、公害防止統括者を設置する。	
特定粉じん	特定粉じん発生施設を設置する工場	(特定粉じん関係公害防止管理者)			
一般粉じん	一般粉じん発生施設を設置する工場	(一般粉じん関係公害防止管理者)			
振動	①液圧プレス（矯正プレスを除き、呼び加圧能力が2,941kN以上のものに限る。） ②機械プレス（呼び加圧能力が980kN以上のものに限る。） ③鍛造機（落下部分の重量が1t以上のハンマーに限る。）	(振動関係公害防止管理者)			
ダイオキシン類	ダイオキシン類対策特別措置法施行令別表第1の第1号から第4号まで及び別表第2の第1号から第12号までに掲げる施設	(ダイオキシン類関係公害防止管理者)			